

富士川町事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士川町が発注する建設工事及び物品の購入、業務委託等(以下「案件」という。)について、富士川町事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)の実施に関し、入札参加者の申請手続きの負担軽減、入札・契約事務の効率化を推進するとともに、入札への参加機会の確保及び入札・契約手続きの一層の透明性、公平性、競争性の向上を図ることを目的に、事後審査型入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第2条 事後審査型入札の対象とする案件は、予定価格が次に掲げる案件とする。ただし、特別な事情により事後審査型入札による方式が適さない場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事 1,000万円以上
- (2) 業務委託 500万円以上
- (3) 物品の製造の請負、財産の買入れ 500万円以上
- (4) 役務の提供 500万円以上
- (5) 物品の借り入れ 500万円以上
- (6) 前各号に掲げるもののほか、案件の特殊性又は専門性の事情により事後審査型入札に付することが適当と認めるもの

(入札の公告)

第3条 入札の公告は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 富士川町ホームページ(以下「ホームページ」という。)
- (2) 富士川町役場管財課前掲示板

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 政令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 富士川町入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 富士川町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は富士川町物品購入等に係る指名停止等措置要領の規定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 競争契約入札心得で掲げる要件を満たしていること。

(5) その他町長が定めた資格を満たす者であること。

(町長が定める資格)

第5条 町長は、前条第1項第5号の資格を、政令第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき定める場合は、公告に記載するものとする。

2 町長は、前条第1項第5号の資格を定めるときは、富士川町入札資格等審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

(入札参加確認等)

第6条 町長は、公告に示す期限までに、事前に富士川町事後審査型条件付き一般競争入札参加確認申請書(様式第1-1号、第1-2号)(以下「申請書」という。)を提出させることができる。

2 前項における「申請書」の提出方法は、公告及び共通説明書に記載するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第7条 入札保証金及び契約保証金(以下「入札保証金等」という。)は、財務規則の定めるところによるものとし、納付等については公告において明示するものとする。

2 入札保証金は、落札者に対して契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後)その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

(設計図書等)

第8条 設計図書等は、原則として公告した日からホームページに掲載するものとし、入札参加者が必要に応じてダウンロードして使用するものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等に対する質問は、公告に示した期間までに提出し、当該質問に対する回答は、入札前日までにホームページで公表するものとする。

(入札等)

第10条 入札の執行回数は2回とする。ただし、予定価格を事前に公表した案件については、再度入札は行わないものとする。

2 再度入札の結果、最低入札価格と予定価格の差が相当あるときは、入札を不調とする。ただし、最低入札価格と予定価格の差が少額あるときは、協議により随意契約を行うことができるものとする。

3 入札した結果、入札参加者が1者の場合であっても、失格や無効で

無い限り、入札は成立したものとする。

- 4 入札書は、富士川町事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)(以下「確認申請書」という。)並びに公告及び共通説明書で指定された提出書類(以下「提出書類等」という。)とともに、入札当日に直接持参するものとする。
- 5 入札書は、指定された様式を使用するとともに、その他確認申請書及び提出書類等を添えて提出する。
- 6 入札書が2枚以上入っていた場合は、すべての入札書が無効とする。
- 7 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めないものとする。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、次に掲げる行為及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札前に他の入札者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第12条 町長は、入札参加者が連合し又は不穏な行動をした場合等、入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることができるものとする。これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても弁償の責任を負わないものとする。

(入札の辞退)

第13条 申請書を提出した場合にあっては、次の各号に掲げるところにより入札の辞退を申し出るものとする。

- (1) 指定された入札辞退届を持参する場合にあっては、入札日時までに指定された場所に提出するものとする。
- (2) 入札辞退届を郵送又は民間人による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項の規定する一般信書便若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によって発送する場合にあっては、入札日前日までに指

定された場所に到着するものとする。この場合は、併せて電話及びFAXにより連絡するものとする。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取り扱いを受けないものとする。

(開札の立会い)

第14条 入札者が開札に立ち会わないときは、委任状により代理のものを立ち合わせるものとする。

(開札)

第15条 入札事務担当者は、開札したのち予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で、最も低い価格で入札した者から3番目までの入札価格及び当該入札をした者の名前を読み上げ、落札候補者とし、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、落札決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

- 2 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者が立会人としていないときは、委任状により代理のものを立ち合わせ、くじを引かせるものとする。

(落札者の決定等)

第16条 町長は、落札者の決定について、最も入札価格の低い落札候補者から順に、確認申請書及び提出書類等を入札の翌日から起算して3日以内(富士川町の休日を定める条例に規定する休日を除く(以下「町の休日」という。))に審査を行うものとする。

- 2 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うものとする。
- 3 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、町長は速やかに落札決定通知書(様式第5号)にを送付するものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が公告及び共通説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者の入札を無効とし、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適格通知書(様式第6号)(以下「不適格通知書」という。)を送付するものとする。
- 5 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(町の休日を除く。)に、入札参加資格を満たしていないと

認めた理由(以下「不適格理由」という。)について、その説明を説明要請書(様式第7号)により求めることができるものとする。

6 町長は、不適格理由を求められたときは、説明要請書の受領後、3日以内(町の休日を除く。)に回答書(様式第8号)を送付するものとする。

7 町長は、落札候補者の審査及び不適格通知書を受けた者の対応に関し、委員会の審議を経て決定するものとする。

(無効の入札)

第17条 次の各号からいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。

(2) 入札に関して不正の行為があったとき。

(3) 財務規則第162条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(4) 2枚以上の入札書が入っていたとき。

(5) 金額が訂正されていたとき。

(6) 金額がゼロのとき。

(7) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。

(8) 記名押印を欠いていたとき。

(9) 入札年月日の記載が指定されている場合にあって、明らかに誤っているとき。

(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

(11) 明らかに連合によると認められるとき。

(12) 同一の入札で、資金的関係又は役員等人的関係(夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係を含む。)がある者が一緒に入札したとき。

(13) 同一の入札で、中小企業等同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき中小企業等共同組合とその組合員が一緒に入札したとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

(費用の負担)

第18条 入札書及び提出書類の作成に要する一切の費用は、入札参加者の負担とするものとする。

(入札結果の公表)

第19条 入札結果は、落札者を決定した日の翌日(町休日を除く)から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条並びに富士川町建設工事等に係る入札及び契約の結果等の公表要領に基づき公表するものとする。

(談合等の不正行為に対する賠償金)

第20条 入札に参加しようとする者は、談合等の不正行為をしてはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、町財務規則に基づき、契約を解除するとともに、契約者は談合に対する賠償金として契約金額の100分の20に相当する額(損害額が契約金額の100分の20を超える場合は、当額損害額)を支払わなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、事後審査型入札の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月16日から施行する。